



## 1回の購入のつもりが、定期購入だった！ ネット通販のトラブルに注意



### 事例

SNSの広告で「80%オフ980円」とあった化粧品を、通販サイトに入り注文し、商品が届き代金を支払った。翌月、同じ商品がまた届き、請求書には「定期購入 お届け2回目1万円」と記載されていた。1回だけの購入のつもりだったので、「定期購入で注文した覚えはない」と書いて返品したところ、「1万円を払うように」と書かれた請求書だけが送られてきた。支払う気がないので放置していたら、法律事務所から「支払い最終通告」と記載の通知書が届いた。商品が手元にないのに請求され納得できない。

### アドバイス

「SNS広告などを見て、お試しや1回だけのつもりで、安く販売していた商品を注文したところ、定期購入で契約していた」という相談が多く寄せられています。自分は定期購入の契約をしたつもりはないからと、**一方的に商品の返送や、受取拒否をしても、それだけでは解約にはならない**ので注意が必要です。ネットでの注文の際には、**必ず最終確認画面などで購入条件を確認**しましょう。定期購入であることや金額、契約期間、販売条件などの記載があります。また、**最終確認画面はスクリーンショットをして保存**しておきましょう。**最終確認画面に法律に基づいた記載がない場合や、誤認するような表示があった場合は契約を取り消せる可能性があります**。困ったときには消費生活センターにご相談ください。

【問題】 お試しのつもりで注文した商品が、定期購入になっていたのか、2回目が送られてきた。受け取らなければ大丈夫だろうと思い、受取拒否をして、様子を見ることにした。



【回答】 **×**

一方的に受取拒否をしても定期購入の契約解除にはならず、商品の送付や料金の請求は続きます。定期購入になってしまっていた場合には、契約取り消しや、解約の手続きを必ず行いましょう。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は  
[鎌ヶ谷市消費生活センター](#)にお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所2階 商工観光課内

電話：047-445-1246

時間：平日（土日祝日・年末年始除く） 10時～12時 13時～16時

